

大口町告示第106号

大口町行政区交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年12月25日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町行政区交付金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町行政区交付金交付要綱（平成24年大口町告示第83号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、地域コミュニティの活性化や特色ある街づくりの推進を目的として」を削り、「及び自治推進事業」を「、地域の活性化を目的として行う事業及び大口町学習等共同利用施設等の設置及び管理に関する条例（昭和54年大口町条例第23号）第3条に規定する拠点施設（以下「拠点施設」という。）で行う事業」に改める。

第2条を次のように改める。

（交付金の対象及び額）

第2条 交付金の対象は、次の区分によるものとし、その内容及び交付金の額は、別表第1のとおりとする。

### (1) 必須業務

ア 依頼業務 町から行政区へ依頼する業務

イ 拠点施設管理業務 拠点施設の日常管理に必要な業務

### (2) 選択事業

ア 拠点施設常時開放事業 拠点施設を地域の拠点として活用し、常時開放を目指して行う事業

イ 交流ふれあい事業 行政区内の住民の多くが参加でき、交流や啓発を目的に行う事業

ウ 活動支援事業 行政区内で地域のために活動する団体を支援する事業

エ 高齢者ふれあいのつどい事業 高齢者の長寿を祝い、高齢者の交流を目的として行う事業

2 交付金の対象にならないものは、別表第2のとおりとする。

第3条を削り、第4条の見出しを「（交付金の申請）」に改め、同条中「行政区交付金当初交付額申請書」を「行政区交付金交付申請書」に、「当初交付申請書」を「申請書」に改め、同条を第3条とする。

第5条の見出しを「(交付金の決定通知)」に改め、同条中「当初交付申請書」を「申請書」に、「行政区交付金当初交付額決定通知書」を「行政区交付金決定通知書」に、「当初決定通知書」を「決定通知書」に改め、同条を第4条とする。

第6条の見出しを「(交付金の請求)」に改め、同条中「当初決定通知書」を「決定通知書」に、「行政区交付金当初交付額請求書」を「行政区交付金請求書」に改め、同条を第5条とする。

第7条の見出しを「(実績報告書の提出)」に改め、同条中「事業が終了したときは、当該年度の3月1日から20日まで」を「必須業務(依頼業務を除く。)及び選択事業の全てが完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日まで」に、「行政区交付金実績交付額申請書」を「行政区交付金実績報告書」に、「実績交付申請書」を「実績報告書」に改め、同条を第6条とする。

第8条の見出しを「(交付金の確定通知)」に改め、同条中「実績交付申請書」を「実績報告書」に、「行政区交付金実績交付学決定通知書」を「行政区交付金確定通知書」に、「実績決定通知書」を「確定通知書」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出しを「(交付金の清算)」に改め、同条中「実績決定通知書」を「確定通知書」に、「行政区交付金実績交付額請求書」を「行政区交付金精算書」に、「交付金の交付を受ける」を「速やかに精算」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「区長が」を「区長に」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(見直し)

第10条 町長は、この要綱の内容が常に社会や大口町の状況にあったものになるよう毎年検討し、必要に応じて見直しを行うものとする。

別表を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

交付金の対象及び額

区分	項目	内容	算定基準
必須業務	依頼業務	広報広聴協力業務	世帯割 毎年1月1日現在において、会社、工場の寮などを除いた住民基本台帳法に規定する住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されている行政区の世帯数（以下「世帯数」という。）に1,350円を乗じて得た額 均等割 一律 100,000円
		資源ごみ分別収集協力業務	
		区管理備品点検業務	
	拠点施設管理業務	日常管理（消耗品購入等）	1施設 50,000円（精算なし）
		簡易な修繕	1施設 100,000円（精算あり）
選択事業	拠点施設常時開放事業	拠点施設の管理人設置等	上限 657,000円 （精算あり）
	交流ふれあい事業	行政区内の住民の多くが参加でき、交流や啓発を目的に行う事業	1事業上限 30,000円 1行政区3事業まで ※ただし、世帯数が1,000世帯を超える行政区については1事業上限50,000円とする。
	活動支援事業	活動団体支援 地域で公益的な活動をする団体（町から他の補助金を受けている団体を除く。）への支援	1団体 3,000円 団体数制限なし
		拠点施設活用支援 地域で活動をする団体が拠点施設で行う事業への支援	1事業 3,000円 事業数制限なし ※ただし、拠点施設常時開放事業を行っている場合に限る。
	高齢者ふれあいのつどい事業	高齢者の長寿を祝い、高齢者の交流を目的として行う事業	限度額 毎年4月1日現在において、住民基本台帳に記録されている行政区の住民で、当該年度中に75歳以上になる者の数に1,000円を乗じた額

別表第2（第2条関係）

対象外経費

費目	内 容
財産取得費等	土地、建物、設備などの取得又は整備に要する経費
人件費	賃金、その他労務の対価として支払う経費
食糧費	飲食代等 ただし、業務や事業に係る材料費、必要に応じた軽食等は除く。
備品購入費	3万円以上の備品の購入
その他	宗教、神事に係る費用 表彰に係る賞状、賞金、賞品などの費用 他から補助を受けている事業

様式第 1 から様式第 6 を次のように改める。

様式第 1 (第 3 条関係)

年 月 日

大口町長 様

区長 ⑩

### 行政区交付金交付申請書

大口町行政区交付金交付要綱第 3 条の規定により、下記のとおり交付金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 金 円

## 2 別添内訳

区分	項目 (内容)	事業計画 (内容)	申請額
必須業務	依頼業務	世帯割 1,350 円 × 世帯 均等割 100,000 円	円
	拠点施設管理業務	1 施設 50,000 円 × 施設 1 施設 100,000 円 × 施設	円 円
	小 計 (A)		円
選択事業	拠点施設常時開放事業	(内訳)	円
	交流ふれあい事業	(事業名、参加対象者等) ①	円
		②	円
		③	円
	活動支援事業 ・活動団体支援  ・拠点施設活用支援	(内容) 3,000 円 × 団体	円
		3,000 円 × 事業	円
	高齢者ふれあいのつどい事業	(事業内容・実施予定月等)  1,000 円 × 人	円
小 計 (B)		円	
合 計 (A) + (B)		円	

様式第 2 (第 4 条関係)

第 号  
年 月 日

様

大口町長 印

行政区交付金決定通知書

大口町行政区交付金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり交付金の交付を決定しましたので通知します。

記

交付決定額 金 円



様式第3 (第5条関係)

行政区交付金交付請求書

年 月 日

大口町長 様

区長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた交付金について、  
下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 店 農 協		
預金種類	普通・当座	口座番号	
口座名義人			

様式第4（第6条関係）

年 月 日

大口町長 様

区長 ⑩

行政区交付金実績報告書

大口町行政区交付金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて報告書を提出します。

記

- 1 実績額 金 円
- 2 関係書類
  - ・拠点施設の施設管理業務の簡易な修繕の内容（見積書、領収書）
  - ・拠点施設常時開放事業の内容（管理人の勤務日報等）
  - ・交流ふれあい事業の内容（収支決算書、チラシ、写真等）
  - ・活動支援事業の内容（チラシ、写真等）
  - ・高齢者ふれあいのつどい事業（収支決算書、実施内容がわかる書類）
  - ・行政区収支決算書（総会資料可）
  - ・その他必要書類

### 3 内訳

区分	内容	交付決定額	精算額
必須	依頼業務 世帯割 1,350 円× 世帯 均等割 100,000 円	円	円
	拠点施設の施設管理業務 ・ 日常管理（消耗品購入等）	円	円
	・ 簡易な修繕 （修繕内容）	円	円
	小 計 (A)	円	円
選択	拠点施設常時開放事業 (内訳)	円	円
	交流ふれあい事業 ①	円	円
	②	円	円
	③	円	円

	活動支援事業 ・活動団体支援 団体及び事業名 ・ ・ ・ ・	3,000 円 × 団体    円	3,000 円 × 団体    円
	・拠点施設活用支援 事業名 ・ ・ ・ ・ ・ ・	3,000 円 × 事業    円	3,000 円 × 事業    円
	高齢者ふれあいのつどい事業 ・実施年月日  ・場所  ・当日参加者 人 (うち75歳以上 人)  ・内容	       円	       円
	小 計 (B)	円	
	合 計 (A) + (B)	円	

様式第5（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長 印

行政区交付金確定通知書

年 月 日付け 第 号で報告がありました交付金事業について、下記のとおり交付金の額を確定しましたので、大口町行政区交付金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

交付確定額 金 円

様式第6（第8条関係）

行政区交付金精算書

年 月 日

大口町長 様

区長 ⑩

年 月 日付け 第 号で行政区交付金の確定通知を受けましたが、大口町行政区交付金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり精算します。

記

交付決定額	金	円
交付確定額	金	円
精算額	金	円

様式第7中「第10条」を「第9条」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。